

議題 3 環境教育指導者等派遣事業について

1 本日の意見交換の趣旨

第 26 回会議において、「環境教育指導者等派遣事業」に関するご意見をいただき、事務局で事業(例)を検討しましたので、改めてご意見をうかがいます。

議題 2 環境教育指導者等派遣事業について

参考資料
第 26 回会議資料

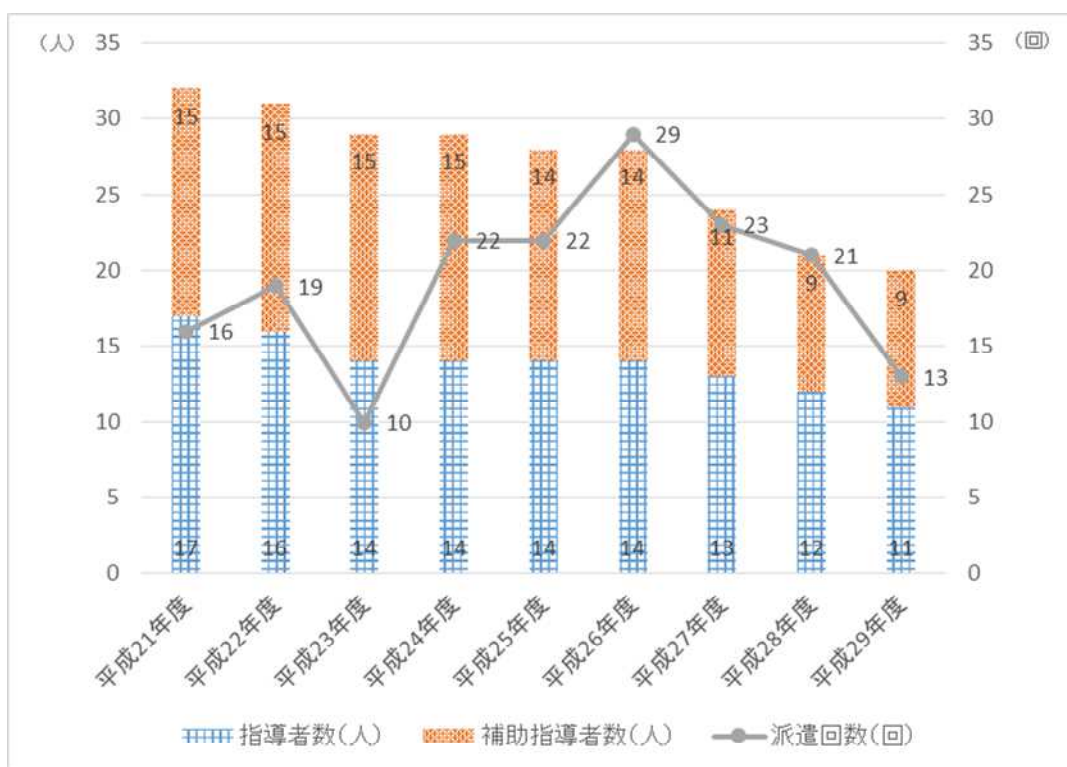
1 本日の意見交換の趣旨

環境教育指導者等派遣事業は、①学校や町内会等への環境教育・環境学習の普及、促進、②専門的・実践的な知識を持つ市民への活動の場の提供を目的として平成 14 年 10 月から実施している。

平成 21 年度以降の登録指導者等及び、派遣実績の推移は図 1 のとおりであり、平成 26 年度以降は、指導者等登録数、派遣実績ともに減少傾向にある。

今後の事業の方向性として、引き続き環境教育・環境学習を促進するため、指導者等とテーマを増やす方策について、ご意見を伺うものです。

図 1 環境教育指導者等登録数・派遣実績の推移



2 事業の概要

- (1) 学校や市民の自主的な環境教育・環境学習や環境保全活動等を支援するため、専門的知識や経験を有する市民ボランティア等を小中学校や町内会等へ派遣する。
- (2) 平成30年度登録中の環境教育指導者10人、環境教育補助指導者 8 人

3 環境教育指導者・補助指導者の要件等

※平成30年度環境教育指導者等派遣事業実施要領

(1) 指導者等の要件

- ①環境教育指導者：環境カウンセラー（環境省登録）、環境学習リーダー（神奈川県登録）、アィクルマイスター（横須賀市認定）または、環境保全活動等の経験者で、知識や経験及び指導力等について、先に掲げる者と同等であると環境企画課長が認める者
- ②環境教育補助指導者：環境に関する専門的知識や経験を有する市民ボランティア等で、環境教育指導者が補助者として必要であると推薦する者

2 事業内容（例）

環境教育指導者等派遣事業の担い手を育てることを目的として「環境教育指導者育成事業」を実施することを考えています。

この事業は、座学やフィールドワークなどの体験を通じて本市の環境教育・環境学習の概要や、環境学習のテーマづくりなどを学び、カリキュラムの修了者を『環境教育指導者』として登録する流れを想定しています。

（※環境教育指導者等派遣事業実施要領の改正も検討していく方向。）

3 期待する効果

- ①「環境教育指導者」の新規登録
- ②指導者の増加による「よこすか環境教室」のテーマの増加
- ③事業の実施に際して、現指導者にお力添えをいただくことも考えられるので、『環境教育・環境学習マスタープラン』に掲げる「人づくり」や、活動者への「機会づくり・場づくり」にも資すると考えます。